

平成19年9月議会で決まったことの一部をご紹介します。
住基カードが図書館の貸出カードとしても使えます。
住民票を取ったりする際に便利な住基カードですが、この議会で図書館の貸出カードとしても利用できるようになりました。今後いろいろな利用価値も考えてゆくことになるでしょう。

消防団員の入団要件の緩和。
消防団の入団に対しての年令要件と住所要件が緩和されました。

撤去自転車返還料金が3000円に値下げされました。
撤去された自転車の返還手数料が400円から300円に値下げされました。

稲葉健二のコラム

前回は書きましたが、市民の方々から、いろいろな相談や要望を聞く機会があります。今回の一般質問の「市の木黒松について」と建築基準法第42条二項道路について、は、市民の方から寄せられた相談や意見からの質問です。現実の生活の中での問題提起は、当事者にとって一日千秋の思いだと思います。そのような中で、行政に言ってもすぐ解決できること、できないことも多々あるのです。今回のように、一般質問を通じて行政に宿題を投げかけて、一緒に解決へと行動を起こすことも大事なことです。ただ、ここでわかっていたいただきたいことは、最終的に何でも解決できることではないこと。議員に言えば何でも大丈夫ということはありません。ただし、市民の方たちの付託を受けた立場での仕事を進める事はできます。議員は「調査権」「議決権」などをもち、市民の目線で判断をして、より良い市川に向けて仕事をしていきます。

その立場は公平でなければなりません。行政という大きな船が間違った方向に行かないように考え、判断をします。右に舵をとった船が大丈夫か、本当は左ではないのか。などのように判断をして答えをつくります。夕張市のようにならないためにも、いろいろな角度から考え、大所高所から考えます。一番危険なのは一方の意見だけで判断することなのです。

市川市の情報コーナー

市川市の天然温泉、クリーンスパ市川がオープンしました。

市川市上妙典に天然温泉を掘削した施設がオープンしました。この施設はごみ処理施設である市川市クリーンセンターの余熱を利用した温水プールと天然温泉に入れます。運営もPFI方式という民間の資金とノウハウを利用した経営方法です。平日温浴2時間で600円、プール2時間500円（大人）です。ぜひ、ご利用下さい。

塩浜に本格的なスケートパークがオープンしました。

市川市塩浜の第2塩浜公園の中に、千葉県でも初めての本格的なスケートパークがオープンしました。いろいろな形の滑走部分があります。オープン時間は9時から17時まで、使用料は無料です。隣接してバスケットコートもあります。（オープン時間は同じ）スケートボードを楽しみたい方一度行かれたらいかがですか。



市川市議会議員
稲葉健二の
一言メッセージ

21

平成19年10月20日発行
稲葉健二事務所
272-0021
市川市八幡2-2-10
TEL 047-333-1783
URL www.inaba-kenji.jp
MAIL kenjiinaba@aol.com

犬の飼い方の特集です。



市川市の犬の登録数は16419頭（19年6月末日現在）です。しかし、無登録の犬もほぼ倍いると言われていています。私も数十年犬と一緒に生活を送ってきました。心も癒され家族として時を過ごすことができました。そのような中、犬の飼い方に問題のある方も増えているのが現状です。犬は狂犬病予防法第27条で登録の申請をしない場合あるいは予防接種を行わない場合は20万円以下の罰金に処すと記載されています。また、犬の鑑札は同法4条に、犬の所有者は鑑札および注射済票を犬につける義務があると記載されています。犬の登録率は50%、鑑札と注射済票の装着は25%といわれています。どう思いますか？

また、散歩で犬をつながない方は、千葉県犬取締条例違反となります。自分の犬は小さいから大丈夫とか、人を噛まないからとか、外に出さないからという自分勝手な方が多いのでは...。中越沖地震の時などペットの避難場所なども問題になったり、逃げ出したときに飼い主を捜すことができないなど、多くの問題を残しました。市川市の人口は4万人、世帯数は2万世帯とすると、推測で倍の犬が飼われているとすると3万頭なので7世帯くらいに1頭いることになるわけです。

散歩でのマナーもひどくなり、市川市のマナー条例では犬の糞をちゃんと処理しない方には、警告そして氏名の公表などの罰則もあります。手ぶらで散歩をしている方を見たことはありませんか。ひどい人は取った糞を公園のゴミ箱に捨てて行きます。市川市は2箇所ドッグランが開設されています。（二俣と塩浜）このドッグランは市川市に犬を登録をしている方は無料で利用できます。ということは、当たり前登録をしている方（犬）は恩恵を受けることができるわけです。しつけ教室なども開催されており、犬の飼いかた等の相談も行われています。

市川市で迷い犬などで処分された犬は年間35頭、鑑札をつけていたら飼い主に返ることができるのです。「登録すれば良かった」とか「鑑札をつけておけば良かった」などと悔やむ前に、かわいい家族（犬）のために、当たり前のことをして、かわいいような家族をつくらぬ努力をして見ませんか。

全国では、処分されている犬が、毎日900頭以上とされています。



市川市二俣ドッグラン

平成19年9月定例議会報告

平成19年9月定例議会が、9月5日～25日まで開催されました。下記の内容で一般質問を行い、真摯な御答弁をいただきました。質問の要旨を掲載いたしました。詳しくは、市議会のいちかわインターネット放送局で録画放送をご覧ください。
市川市議会 録画放送 9月14日へとお進み下さい。 http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/ibsw eb/control.cg i?form_action=view_prefectura#

一般質問の主な内容は、

飼い犬の登録、管理について

- (1) 現在の登録、管理、鑑札の義務の遂行状況と課題について
- (2) 迷い犬などの管理状況と考え方
- (3) 登録を増やすために、鑑札などを利用した新しい登録・管理システムの構築などの方法や考え方について

1面の特集でもいろいろと書かせていただきました。現在の犬の飼育・管理状況が年々悪くなっています。登録率が50%ということ自体考えられない状況です。今年の3月に鑑札に関する法律が改正されて、一定の基準を満たせば自由に鑑札を制作することができるようになりました。また、狂犬病の接種済票もシールにすることが可能であり、鑑札の裏に貼り付ける形での使用も可能となりました。市川市で独自のかわいい鑑札を制作し、大きさも小型犬が増えている時代なので小さめにして装着率を向上させることはできないかと質問しました。また、迷い犬を保護しても、土日祭は保健センターが開いていないので、連絡を取り、飼い主に戻してあげることができません。そこで市川市にはドッグランが二箇所開設されています。ドッグランでは市川市に犬の登録をしている方は無料で利用できるの、登録データを管理し、土日祭開いているので迷い犬などを発見して鑑札があつてわかる場合は飼い主に連絡がとれるようにできないか質問しました。御答弁はドッグランでの問い合わせは技術的なことを含めてできるように進めてゆくとのこと、新しい鑑札は獣医師の方たちや専門家の方たちと協議してみたいとのことでした。また、犬の登録カードを利用して協力店での割引を受けれるシステムなども検討できないかとの質問にも検討してゆくとのことでした。

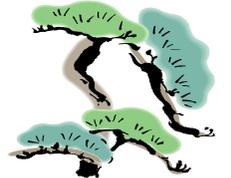


市の木・黒松の保全、管理について

- (1) 現在の状況と課題について
- (2) 公の管理、民間の管理の考え方について
- (3) 補助を含めた、市の考え方と今後の方向性について

市川市の木は黒松です。雄大で風情がありとても素晴らしいと思っています。その黒松も公が管理しているもの、民間が管理しているもの、道路などに出ているものなど様々です。私たちの子ども会が掃除をしている公園も松葉で大変なときもあります。数人の市民の方から松葉で樋がつまって困っているという話をいただきました。その管理責任は誰にあるのか、市が管理している木の場合はどうするのか、など細かい詳細は決まっていません。加えて市の木である黒松の木の把握が完全に行われていないのが現状です。一部の木は市川市が独自の制度で管理費の一部を負担して保存に協力をしています。また、独自の保険があり、木が倒れて迷惑をかけた場合の補償制度もあります。ただし、全部の木が対象ではありませんし、民間と民間の問題には市が介入できません。そのような中、今後この補償制度を拡大したりすることにより、黒松の木から起因する問題に対応することはできないかと質問しました。御答弁は今後、黒松の状況をデータベース化して、把握できるようにしてゆきたい。また、保険の対象などについては、保険会社などと協議してゆきたいとのことでした。市の木である黒松。その木を大事に保全してゆく上で、市が関わることはどのような部分なのかを見極めて市民と協働で進めてゆくことが重要ではないでしょうか。

市民の皆さんがゆとりを持って黒松を眺められるような街にするには、少しでも応援ができるような施策を考えてあげることが大事であると思います。



建築基準法第42条第二項道路

のセットバックについて

- (1) 現況と課題について
- (2) 指導を含めたこれからの考え方と方向性について



この建築基準法第42条第二項道路というのは、新築などで確認申請を取る際に前面道路が4m無い場合はセットバックして道路の幅員を確保しなければなりません。建物の位置は必ずセットバックされていますが、完成後に既存の塀を取り壊さなければ道路部分になりません。しかし建ててしまうと自分の土地なのに道路になってしまうのは納得できないという方や、塀の工事代金を用意できないなどという方もいます。皆さんでこのルールを守ればいつか4m道路が全国で完成するのですが、現実には中々難しい状況です。指導をしても、素直に従う方ばかりではないので、いろいろな方法を考えたり、生垣助成金制度の利用などによる提案や新しい施策をつくっていく考えなどをお聞きました。

御答弁は、建築観察員を登用し週3回の定期パトロールを実施により違反建築物の早期発見、早期是正及び違反の抑制に努めるよう行動を行っている。また、経済的な理由などに対しては条件付金利負担なども今後の課題として考えてゆきたいとのことでした。緊急車輛が通れるように、また、災害に対しても対応できる街になるためには、みんなの協力が必要です。「自分の家ぐらいいは」という考えは通用しないと思います。